静岡県人事委員会は、義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年12月9日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1266

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(静岡県人事委員会規則7-371)の一部を次のように改正する。

改正前

(義務教育等教員特別手当の月額) 第3条 義務教育等教員特別手当の月額は、次 の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各 号に掲げる額(再任用短時間勤務職員(地方 公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の 4第1項又は第28条の5第1項の規定により 採用された職員で同項に規定する短時間勤務 の職を占めるものをいう。)にあってはその額 に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条 例(平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務 時間条例」という。)第2条第3項の規定によ り定められたその者の勤務時間を同条第1項 に規定する勤務時間で除して得た数を、育児 短時間勤務職員等(地方公務員の育児休業等 に関する法律(平成3年法律第110号。以下 「育児休業法」という。)第10条第1項に規定 する育児短時間勤務をしている職員及び育児 休業法第17条の規定による短時間勤務をして いる職員をいう。)にあってはその額に勤務時 間条例第2条第2項の規定により定められた その者の勤務時間を同条第1項に規定する勤 務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務 職員(育児休業法第18条第1項の規定により 採用された職員をいう。)にあってはその額に 勤務時間条例第2条第4項の規定により定め られたその者の勤務時間を同条第1項に規定 する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じ て得た額とし、その額に1円未満の端数があ るときは、その端数を切り捨てた額とする。) 改正後

(義務教育等教員特別手当の月額)

第3条 義務教育等教員特別手当の月額は、次 の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各 号に掲げる額(定年前再任用短時間勤務職員 (地方公務員法(昭和25年法律第261号)第 22条の4第3項に規定する定年前再任用短時 間勤務職員をいう。以下同じ。)にあってはそ の額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関す る条例(平成7年静岡県条例第8号。以下 「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規 定により定められたその者の勤務時間を同条 第1項に規定する勤務時間で除して得た数 を、育児短時間勤務職員等(地方公務員の育 児休業等に関する法律(平成3年法律第110 号。以下「育児休業法」という。)第10条第1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員 及び育児休業法第17条の規定による短時間勤 務をしている職員をいう。)にあってはその額 に勤務時間条例第2条第2項の規定により定 められたその者の勤務時間を同条第1項に規 定する勤務時間で除して得た数を、任期付短 時間勤務職員(育児休業法第18条第1項の規 定により採用された職員をいう。)にあっては その額に勤務時間条例第2条第4項の規定に より定められたその者の勤務時間を同条第1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれ ぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の 端数があるときは、その端数を切り捨てた額 とする。)とする。

とする。

- (1) 条例第23条の4第1項に規定する職員で中学校小学校教育職給料表の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が、同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第1に掲げる額
- (2) (略)
- (3) 前条に規定する職員(次号から<u>第6号</u>までに掲げる職員を除く。) その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額

(4) • (5) (略) (雑則)

第5条 (略)

- (1) 条例第23条の4第1項に規定する職員で中学校小学校教育職給料表の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第1に掲げる額
- (2) (略)
- (3) 前条に規定する職員(次号から<u>第5号</u>までに掲げる職員を除く。) その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額

(4) • (5) (略) (雑則)

第5条 (略)

<u>(条例附則第14項の規定の適用を受ける職員</u> の義務教育等教員特別手当の月額)

第6条 条例附則第14項の規定の適用を受ける 職員に対する第3条の規定の適用について は、当分の間、同条第1号中「別表1に掲げ る額」とあるのは「別表第1に掲げる額に100 分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満 の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円 以上100円未満の端数を生じたときはこれを 100円に切り上げた額)」と、同条第2号から 第5号までの規定中「別表2に掲げる額」と あるのは「別表第2に掲げる額に100分の70を 乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を 生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円 未満の端数を生じたときはこれを100円に切り 上げた額)」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、別表第2中「再任用職員」を「定

年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年静岡県条例第39号)附則第3条第4項の規定による暫定再任用職員(同条例附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)に対する第3条の規定の適用については、別表第1定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる額を同条第1号の別表第1に掲げる額と、別表第2定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる額を同条第2号から第5号までの別表第2に掲げる額として算出する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、第3条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。